

準備審査書

堺環共第 1151 号
令和 2 年 12 月 25 日

堺市長
永藤 英機 様

堺市長
永藤 英機

南海高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）
環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見（申述）

令和 2 年 7 月 27 日付けで提出のあった標記環境影響評価準備書について、堺市環境影響評価条例第 32 条第 1 項の規定により、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり申し述べます。

(別紙)

南海高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）
環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見

本都市計画対象事業は、事業実施区域が中心市街地や住居地域に近接し、工事期間が長期にわたることから、工事の実施に伴う騒音、振動、安全（交通）等の影響が懸念される。また、本都市計画対象事業では高架構造物を設置することから、都市景観や百舌鳥・古市古墳群等の歴史的・文化的景観への配慮も必要である。

このため、本都市計画対象事業の実施にあたっては、工事の実施並びに施設等の存在及び供用に伴う環境への影響をできる限り低減するため、以下の事項を確実に実施する必要がある。

1 全般的事項

- 夜間や休日の工事の頻度が可能な限り少なくなるよう配慮するものとし、夜間や休日に工事を実施する場合は、周辺住民に対して事前に周知すること。また、住宅周辺で稼働する建設機械の台数削減や十分な離隔の確保等を検討し、可能な対策を講じること。

2 調査、予測及び評価の結果

(1) 大気質・騒音・振動

- 工事の実施にあたっては、低騒音・低振動施工法を採用し、今後、工事实施までの間、または工事实施中に新たな騒音・振動低減技術を用いた工法が開発された場合は、その採用に努めること。
- 工事車両走行時の道路交通騒音・振動の予測結果は不確実性が大きいと考えられるため、事後調査の結果に基づき、予測結果の妥当性を確認すること。
- 工事車両の走行ルート選定にあたっては、生活道路の走行を可能な限り工事区域の直近のみとすることにより、生活道路の通行を最小限とするよう、十分配慮すること。
- 仮線の列車走行時の騒音の予測では、万能堀の透過音による騒音レベルの増加を考慮すること。また、予測の不確実性に対応するため、事後調査結果に基づき予測結果の妥当性を確認すること。

- 列車走行時の騒音の予測では、壁高欄による多重反射を考慮すること。また、予測の不確実性に対応するため、事後調査結果に基づき予測結果の妥当性を確認すること。
- 計画線については、バラスト軌道やそれと同等程度の騒音・振動低減効果のある軌道構造を採用し、防音効果のある壁高欄の採用、弾性分岐器の導入等の環境保全措置を実施すること。また、列車走行時の騒音の事後調査により影響が大きいと認められる場合や、沿線環境の変化等により新たな影響についての懸念が生じる場合は、壁高欄嵩上げや遮音壁設置等の追加的な環境保全措置を講じること。
- 側道については大型車が通行しないよう看板等を設置し、道路交通騒音・振動の事後調査により影響の程度を確認すること。

(2) 景観

- 近景については、構造物による景観の変化が大きいことから、施設外観のデザインの検討に際しては、関係機関等と十分に協議を行い、圧迫感の軽減対策を検討すること。

(3) 文化財

- 施設外観のデザインの検討に際しては、関係機関等と十分に協議を行い、世界遺産である百舌鳥・古市古墳群に対して可能な限り影響がないよう配慮すること。

(4) 廃棄物等

- 本事業は長期にわたって実施されることから、工事に伴う廃棄物等が長期間大量に排出されることとなる。そのため、工事の実施にあたっては、環境保全措置を実施し、可能な限り最終処分量を低減できるよう配慮すること。

(5) 安全（交通）

- 工事車両の走行ルートの設定にあたっては、関係自治会や近隣の学校等に対して事前説明や周知を行い、誘導員の配置や安全経路等の設置の検討を行うなど、交通安全の確保に万全を期すること。

- 側道については、交通管理者と協議し、必要に応じて側道と幹線道路との交差点等への信号機や横断歩道の設置、側道の一方通行規制や大型車通行規制等の交通規制を実施すること。

3 事後調査の方針

- 工事中の環境騒音、一般環境中の振動、道路交通騒音・振動、工事車両台数の事後調査は工事最盛期の1年だけではなく、必要に応じてピーク時期に複数年実施すること。

- 側道の道路交通騒音・振動の事後調査については、休日の調査も実施すること。